

令和3年第6回下川町農業委員会総会議事録

事務局長

只今から、令和3年第6回農業委員会総会を開会いたします。
始めに、武藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

武藤会長

本日は、3つ議題がございますが、審議の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局長

出席委員は、11名中7名で定足数に達しておりますので、総会が成立しております。

それでは、下川町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は武藤会長にお願ひいたします。

武藤会長

これより議事に入ります。

日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

下川町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

武藤会長

それでは、議事録署名委員は、5番伊藤委員、7番押田委員にお願ひいたします。なお、会議書記には、事務局の古内上席主幹、又村主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

武藤会長

日程第2会期の決定であります。本日1日限りとしてよろしいですか。

(異議なし)

武藤会長

異議なしと認め、本日1日とします。

武藤会長

日程第3諸般の報告をいたします。
事務局から報告いたします。

事務局長

(諸般の報告をもとに報告)

武藤会長

以上で諸般の報告を終わります。

| | |
|--------|--|
| 及川会長代理 | それでは採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) |
| 及川会長代理 | 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。 |
| 及川会長代理 | 日程第6議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題に供します。なお、議案第3号につきましては、下川町農業委員会会議規則第20条の議事参与制限の規定に引き続き武藤会長、伊藤委員が該当しますので退席をしてください。 |
| 及川会長代理 | 事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。 |
| 事務局長 | (議案書をもとに朗読説明) |
| 及川会長代理 | 本案について、質疑ありませんか。 |
| 及川会長代理 | 農地法第4条の転用と農地法第5条の転用の違いについて、説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | 農地法第4条の転用は、自分の農地を自分が転用する自己転用する場合で、農地法第5条の転用については、自分の農地を事業者等に売ったりした場合に買い手や借り手の方が転用する場合となっております。 議案第3号については、農地法第4条を適用し転用許可申請することも可能ですが、今回は、時間短縮などを考慮して農地法第5条での転用許可申請となっております。 |
| 及川会長代理 | 他に質疑ありませんか。 (質疑なし) |
| 及川会長代理 | それでは採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) |
| 及川会長代理 | 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。 |

及川会長代理

ここで、武藤会長、伊藤委員の退席を解きます。

武藤会長

以上で本日のすべての日程を終ります。

武藤会長

次にその他で事務局より何かありませんか。

(特になし)

武藤会長

次に7月の総会日程を決めたいと思います。

(7月27日に決定)

(会長終了挨拶)